## 大田区の景観における重点施策の抽出に関する他自治体ヒアリング結果概要

自治体	項目			ヒアリング内容
取組項目			T	
1個別の	景観	メンバ		・建築2名、土木1名、色彩1名、法律1名、造園
建築物等	観ア	一構成	<b>状</b> 況	1名。
の景観誘導	ド			【「建築物等」のメンバー構成】
<del>等</del>	バイ			・建物2名(毎回出席)、色彩2名(交替で出席)、 植栽2名(交替で出席)。
	ザ			- 他級2名(文督で山流)。 - 会議は月2回開催。1回につき2~3時間。月7
	]			件前後。
				【「屋外広告物」のメンバー構成】
				<ul><li>建築2名、色彩2名。</li></ul>
				・会議は毎週開催。
				・小規模、大規模、超大規模によってメンバーが異
				なる。
				・景観アドバイザーの専門分野は建築、色彩、ラン
				ドスケープ、照明など。
				・隔週で月2回開催。
			景観審議会委員	・景観審議会の有識者委員と同じメンバーで運営。
			との関係	・重複していない。
				・景観アドバイザーにオブザーバーとして景観審議
				会への出席を案内している。
				・超大規模の景観アドバイザーは景観審議会委員と 半数が兼務。
		足則建筑地	 	<ul><li>・民間建築物は景観アドバイザー会議にかけず、職</li></ul>
		民間建築物への対応方法		「氏順建業物は泉観ノドバイリー 云巌にがりり、順   員のみで対応。
				・判断に悩む場合、景観アドバイザー会議に意見を
				聴くこともある。
				・景観アドバイザー会議の対象は届出全件。
				・景観アドバイザーからの助言は区への助言と認識。
				・景観アドバイザー会議の出席者は基本的に区の職
				員のみで、景観アドバイザーの意見を職員から設
				計・事業者に伝え、指導している。
				・大規模なものに限り設計・事業者に景観アドバイ
				ザー会議への同席を求めている。
		助言に対する強制力の有無		・景観アドバイザー会議に強制力はない。
				・景観アドバイザーの助言には強制力を持たせてい
				ない。
		会議記録の蓄積、フィード バックの有無		・議事録により記録を蓄積。
		/ \ ツ ク り/1 	月 ///	・特殊事案は、担当者で情報共有。 ・定期的な振り返りは実施していない。
				- ・ 上 別 的 な 板 り 返 り は 美 旭 し く い な い 。 - ・ 景 観 ア ド バ イ ザ ー を 長 く 務 め て く れ て い る 人 が 経
				・京観/ ドハイット を嵌て傷めててむている人が経   験を基に助言してくれる。
				・竣工後の景観アドバイザーによる現場見学は行っ
				ている。
				・事後評価の仕組みは今後の課題。

自治体	項目	ヒアリング内容
取組項目		-///
1個別の 建築物等	景観アドバイザー会議や事前協 議等の振り返りの仕組みや機会	・必要に応じて行うが、定例的(制度的)な取組はない。
の景観誘 導 (続)	景観審議会の活用	・超大規模(100m超)に限る。基本計画段階から、 工事最終のサイン、外構まで協議するので年単位
		になる。 <ul><li>年間1~2件。今後は対象を増やしていく予定。</li></ul>
2 景観ま ちづくり	住民発意の景観形成重点地区指 定	・ない。
(面的な 景観誘導)		
4公共施設等の景	景観誘導の仕組みやガイドラインの策定等の取組有無	・指針を策定。 ・色彩は国土交通省の基準内で要望している。
観誘導	A SOURCE II SOUTH II WILL	・影響が大きいものについては景観アドバイザー会 議に相談する。(特に色彩)
		・行っていない。
		<ul><li>・歩道橋の色を変更したことはある。</li><li>・ガイドライン策定は庁内の合意を取ることが難し</li></ul>
		い。 ・ガイドラインはない。
	公共施設独自の運用基準	・公共工事を、面積を基準として複数のランクに分け、それに合わせた誘導を行っている。
		<ul><li>・設けていない。</li><li>・公園内のトイレなど届出に満たないものは事前協</li></ul>
		議と景観アドバイザー会議までかけることがあ る。交番について設計から変更をしてもらったこ
		とがある。
5屋外広 告物の規 制誘導	屋外広告物の誘導方法	・屋外広告物ガイドラインを策定し、東京都屋外広 告物条例許可申請前に事前協議を実施。(今後条例 化していく方向)
1117 ID 5 <del>7.15</del>		・景観条例による事前協議を実施。
		・特定の区域において、事前協議(届出)を求めて いるが、今後対象地域を拡大予定。
		・特定の区域以外においても、任意で届出を出して
		もらうことがある。 ・東京都屋外広告物条例との連携、運用体制などが
	壁面アートやデジタルサイネー	今後の課題。 <ul><li>・屋外広告物ガイドラインで記載している。</li></ul>
	ジ、プロジェクションマッピング などの基準等の有無	・実際に誘導したことはない。 ・屋外広告物景観形成ガイドラインに配慮事項を記
		載。 ・協議はしているが、届出は求めていない。
		・屋外広告物ガイドラインを作成する予定。 ・新たな広告物についての相談は多く受ける。期間
		限定の広告物であっても期間が中長期であれば協 議したい (している)。

自治体	項目	ヒアリング内容
取組項目		
6 夜間景	夜間景観に関する取組	・屋外広告物ガイドラインに夜間景観に関する記載
観の形成		がある。
		・強制力はないので、お願いのレベル。
		・景観アドバイザー会議にはかけないが、判断に迷
		った場合は相談する。
		・景観計画の中で夜間景観の取り扱いについて何か
		しらの記載はする予定。
7 建造物	景観重要建造物及び樹木の指定	・指定していない。
や樹木の	有無	・市民からの要望があり、申請の枠組み検討の必要
保全		性は高まっている。
		・今後指定の意向がある。
	補助制度の有無	・既存で同じような制度があるので、それを移行す
		る予定。
8 区民·	表彰制度	・公募による表彰制度は1回実施したが、それ以降
事業者に		は実施していない。市民まちづくり団体から再実
対する意		施の要望が上がっている。
識啓発		・公募と区推薦による2種類の表彰制度を実施して
		いる。
		・公募による表彰制度は、公募方法を工夫し件数は
		毎回増加。
		・風景も対象としている。
		・積み上げた景観の活用については今後の検討課題。
		・表彰制度はこれまで3回実施したが、現在は行っ
		ていない。
		・10 年に1回などイベント的に行ってはどうかとの
		意見がある。
	その他	・年1回イベントを開催している。内容は年による。
		・住民参加による景観の普及・啓発活動制度を運用
		しているが、参加者が自発的に動くことが必要に
		もかかわらず、徐々に要望ばかり挙げはじめる傾
		向になってきていることが課題となっている。
		・事業者のモチベーションを上げる工夫として、設
		計者でなく、事業者向けの啓発冊子の作成を検討
		している。
その他	景観審議会の開催に向けた工夫	・公共施設等の景観誘導を行っており、毎年必ず対
		象物件を選定するため、景観審議会を開催してい
		る。
		・景観審議会で特徴的な景観指導案件の紹介を行っ
		ている。
	景観計画の見直しの有無	・アクションプランによる数値管理を行っている。
		・景観計画の評価検証は、届出の蓄積からではなく、
		アンケート調査によって行っている。